

# 第1回（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会

日時 令和元年11月14日（木）

10:00～12:00

場所 宮城県自治会館204会議室

## 次 第

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 内容

（1）（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会について

（2）（仮称）自転車安全利用条例の必要性について

（3）（仮称）自転車安全利用条例の論点について

5 連絡事項

6 閉会

### [配布資料]

資料1 （仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会について

資料2 （仮称）自転車安全利用条例の必要性について

資料3 （仮称）自転車安全利用条例の論点について

参考資料1 自転車活用推進法

参考資料2 自転車活用推進法の概要

参考資料3 自転車活用推進計画

参考資料4 自転車活用推進計画の概要

参考資料5 自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例

参考資料6 道路交通法等関係法令（自転車関係）

参考資料7 条例制定済都道府県 条例項目比較表

## (仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会開催要綱

### (目的)

第1 本県における自転車の安全利用の促進を目的とする(仮称)自転車安全利用条例案(以下「条例案」という。)を策定するに当たり、広く有識者等から意見聴取を行うため、(仮称)自転車安全利用条例に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

### (所掌事務)

第2 懇話会は、条例案の策定に必要な事項について、意見を聴取するものとする。

### (構成)

第3 懇話会は、知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

### (座長)

第4 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、震災復興・企画部総合交通対策課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和元年9月10日から実施する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会  
構 成 員 名 簿

職 名	氏 名
東北工業大学教授	小川 和久
弁護士	佐藤 美砂
宮城県自転車軽自動車商業協同組合理事長	山口 哲男
日本損害保険協会東北支部事務局長	柴田 文明
多賀城市総務部交通防災課長	伊藤 豊
宮城県交通安全協会女性部長	武田 和子
宮城県 P T A 連合会常任理事	本多 幸夫

関係機関

職 名	氏 名
宮城県教育庁スポーツ振興課主任主査	安田 弘秋
宮城県警察本部交通部交通企画課長補佐	吉武 恭史

事務局

職 名	氏 名
宮城県震災復興・企画部長	後藤 康宏
宮城県震災復興・企画部次長	高橋 義広
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長	田村 賢治
宮城県震災復興・企画部副参事 兼総合交通対策課長補佐（総括担当）	山田 憲彦
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課副参事	佐藤 亮
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長補佐（班長）	佐藤 天星

第1回（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会  
座 席 表

